

【茨木市】令和3年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経済状況にある住民税の非課税世帯等への生活支援を行うため、国の補正予算を活用し、臨時特別給付金を支給する。
なお、必要経費については、専決処分を行い対応する。

■ 専決日

令和4年1月13日（木）

■ 補正額

36億1,036万7千円

（補正後 1,144億7,330万3千円 - 補正前 1,108億6,293万6千円）

■ 主な内容

・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 **35億円**

＜支給額＞

1世帯あたり10万円

＜対 象＞

- ①世帯全員の令和3年度住民税が非課税の世帯
- ②①のほか、コロナの影響で家計が急変し①と同様の状況にあると認められる世帯

＜スケジュール＞

[非課税世帯]

- ・ 令和4年2月上旬～ 確認書を対象世帯に発送（確認書類の返送受付後、審査）
- ・ 令和4年3月上旬～ 給付金（10万円）支給

[家計急変世帯]

- ・ 令和4年2月上旬～ 受付窓口を開設（申請書の受付後、審査）
- ・ 令和4年3月上旬～ 給付金（10万円）支給

・ 給付金の支給に係る事務費 **1億1,036万7千円**

■ 財 源

・ 国庫支出金 **36億1,036万7千円**